

2018年9月3日

日本交通心理士会会員及び日本交通心理学会会員各位  
適性診断認定（予定）事業所各位

第12回：日本交通心理学会認定「交通カウンセラー」養成講座開催のお知らせ  
（兼 国土交通省認定「第一種カウンセラー」資格要件研修）

日本交通心理学会

平成24年4月より、国土交通省の「自動車運送事業者に対する安全指導業務（適性診断・運行管理者に対する講習）への民間参入促進」措置により、交通心理士が、一定の条件付きで適性診断業務における「第一種カウンセラー」として選任されることとなりました。

当学会では、この業務に会員等の皆様が積極的に就かれますよう促進・支援する目的で会員の適性診断認定機関と業務提携し、下記の日程で養成講座（第12回目）を開催することになりました。奮ってご参加下さいますようここにお知らせ致します。

なお、交通心理学会会員の在籍する教習所等の中には、国土交通省より運行管理者等指導講習業務及び適性診断業務の認定を得たところが複数校出ております。このことは、日本交通心理学会／日本交通心理士会の日頃の研鑽結果が実を結びつつあり、また、各地の安全指導業務の拠点として位置付けるための追い風とも申せましょう。

記

1. 開催場所： 東京都トラック総合会館4階研修室他			
2. 期日： 全5回 (1+4回)	(必須P) 11月4日(日) ※1	09:00~17:00	第一種研修
	(1) 11月10日(土)	10:00~17:00	第一種研修
	(2) 11月11日(日)	09:00~17:00	第一種研修
	(3) 12月1日(土)	10:00~17:00	第一種研修
	(4) 12月2日(日)	09:00~17:00	第一種研修
3. 申込み期限：2018年10月19日(金) 必着			
4. 申込み方法：受講申込書(別紙2)にご記入のうえ、日本交通心理学会事務局あてにメール添付にてお送りください。 確認後、受講票及び受講料の支払い方法などについてのご案内を返送致します。			

※1：本養成講座を受講される方は、別途ステップアップ講習会の必須プログラムを（別途申し込み）受講してください。すでに受講されている方は、11/10より参加ください。ただし、前回と内容が異なることもありますので、再度受講をお勧め致します。

注意： 国土交通省認定第一種カウンセラー資格要件研修修了には、上記「第一種研修」と記載されている期日の研修を全て出席する必要があります。

もし、途中で私事の理由により、受講できなくなった場合（欠席）におきましても「受講料」の返金は出来ません。あらかじめご了承ください。

途中の欠席分に対する補講は、別途ご相談に応じます。ただし、補講費用に関しましては別途必要（別紙 1-B 受講料参照）となります。こちらに関してもご了承ください。

詳しくは、国土交通省適性診断実施の旧認定要領及び H24.4.13 プレスリリースされた新認定要領を参照してください。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

以上

## <別紙 1>

### 交通カウンセラー養成講座「基礎講座 I」の開催内容

<b>A 受講申込み資格：</b>	<p>① 交通心理士補以上の資格を有する会員 ② 産業カウンセラー、臨床心理士 ③ その他、この講座受講希望者はどなたでも可</p> <p>(ただし、③の方については「第一種カウンセラー資格要件研修の修了」の資格認定となりませんのでご承知おきください。また、交通心理士補の方は、交通心理士の資格を取得されてから修了証を交付致します)</p>
<b>B 受講料：</b>	<p>① 当学会会員： 4回課程 60,000 円＋教材費 4,000 円 (テキストを含む) (ステップアップ講習会 (必須) の受講料は含まれていません)</p> <p>② 当学会以外の方： 4回課程 80,000 円＋教材費 7,000 円 (テキストを含む) (ステップアップ講習会 (必須) の受講料は含まれていません)</p> <p>なお、状況により 1 回ごとの申込み (部分受講及び補講) を希望される場合は、次の受講料となります。</p> <p>イ) 当学会会員：15,000 円/回 教材費 4,000 円 ロ) 当学会会員外の方：20,000 円/回 教材費 7,000 円</p>
<b>C テキスト：</b>	<p>① テキストは、後日受講者にお送りする「交通カウンセラー養成講座テキスト」を使用いたします。</p> <p>② 参考図書 東山紘久著「プロカウンセラーの聞く技術」創元社 以上 2 冊、事前に必ず読んでおいてください。</p>
<b>D 講習修了後、得られる資格：</b>	<p>① 国土交通省認定「第一種カウンセラー」資格 (要申請) ただし、第一種カウンセラーになるためには、国土交通省の適性診断実施認定要領に従い、別途事業所が認定機関となる申請が必要となります。国土交通省のホームページ等を参照してください。</p> <p><a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html">http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html</a></p>

## 第 12 回 日本交通心理学会認定「交通カウンセラー」養成講座 カリキュラム

2018 年 11 月 4 日～12 月 2 日

項目	研修内容	実施時間
1. 事前学習	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事前に「運転適性診断」を受診し、毎回必ず持参すること ※1</li> <li>② テキストを事前に目を通しておくこと</li> <li>③ 参考図書は、必ず事前に読んでおくこと（各自購入）</li> </ul>	※1 国土交通省認定の適性診断実施機関で受診すること。
<b>担当：大谷哲朗先生</b> 第 1 日目：2018. 11. 4（日）AM 2. カウンセリングの理論に関する事項 1 <b>国交省研修# 3 に該当</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ カウンセリング理論</li> </ul> カウンセリング理論を紹介し、カウンセリングと心理療法との違い、さらにカウンセリングと心理療法の基礎となっているカウンセリング心理学と臨床心理学との違いを明らかにします。その中で、交通カウンセリングをどのようにとらえることが適切かということを考えていきます。	座学：3 時間 09：00～12：00
<b>担当：佐伯，瀬川，紺野先生</b> 第 1 日目：2018. 11. 4（日）PM 3. リスニング実習 4. 指導及び助言の実習 1 <b>必須プログラム</b> <b>国交省研修# 5 に該当</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ カウンセリングの基本的である「リスニング」について実習する。                          （以前受講された方へ。内容が変更になる場合がございます。                          できる限り再受講していただければより効果的に学習されます。）</li> <li>○ カウンセリングの基本的な技術である「傾聴」について実習する。</li> <li>○ 交通カウンセラー養成講座の修了までの流れについて説明する。</li> </ul>	実習：4 時間 13：00～17：00
<b>担当：瀬川先生</b> 第 2 日目：2018. 11. 10（土）AM 4. 適性診断一般に関する事項 <b>国交省研修# 1 に該当</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適性診断一般について基本的な事を解説する。</li> </ul>	座学：1 時間／1 時間 10：00～11：00
<b>担当：瀬川先生</b> 第 2 日目：2018. 11. 10（土）AM 5. 指導及び助言の手法について <b>国交省研修# 4 に該当</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適性診断テストごとの指導及び助言の要点に関するもの</li> </ul>	座学：1 時間／2 時間 11：00～12：00

<p>担当：瀬川，紺野先生 第2日目：2018. 11. 10（土）PM 6. 指導及び助言の実習2 国交省研修#5に該当</p>	<p>○ カウンセリングの基本的技術（基本的なかかわり技法）について ・ 傾聴の基本的な技術について実習する。</p>	<p>実習：4時間 13：00～17：00</p>
<p>担当：瀬川先生 第3日目：2018. 11. 11（日）AM 7. 指導及び助言の手法について 国交省研修#4に該当</p>	<p>○ 適性診断テストごとの指導及び助言の要点に関するもの</p>	<p>座学：1時間／2時間 09：00～10：00</p>
<p>担当：瀬川，紺野先生 第3日目：2018. 11. 11（日）AM 8. 指導及び助言の実習3 国交省研修#5に該当</p>	<p>○ カウンセリングの基本的技術（基本的なかかわり技法）について ・ 傾聴の基本的な技術について実習する。</p>	<p>実習：2時間 10：00～12：00</p>
<p>担当：瀬川，紺野先生 第3日目：2018. 11. 11（日）PM 9. 指導及び助言の実習4 国交省研修#5に該当</p>	<p>○ カウンセリング技術の基礎となる「傾聴」の技術を取得するため、 ・ 基本的な聴き方（リスニング）の訓練を実習する。 場面構成や簡単受容、事柄への応答、感情への応答など ・ 質問を用いて、積極的な聴き方（アクティブ・リスニング）を訓練する ○ 事例検討会実施に向けての諸注意</p>	<p>実習：4時間 13：00～17：00</p>
<p>自宅学習※2 10. 指導及び助言の実習5 国交省研修#5に該当</p>	<p>○ 基本的なかかわり技法の実習 ・ 基本的な傾聴の技法を用いて、アクティブ・リスニングの訓練を実施。 場面構成や簡単受容、事柄への応答、感情への応答など (音声記録、実施記録、逐語記録の作成)</p>	<p>11/12～11/30の間で 1事例実施</p>

適性診断の受診※1： 受講生は、運転適性診断を始まるまでに受診しておいてください。運転適性診断は、各事業所で国土交通省の認定を取得しようとしているものを受診し、当日必ず持参願います。

自宅学習※2： 受講生は、第4日目と第5日目に実施の事例検討会に提出する事例を実施すること。この際、20分以上実施で音声記録をとること。また、その音声記録に基づき実施記録（所定の用紙）及び逐語記録をおこすこと。

<p>担当：神作先生 第4日目：2018. 12. 1（土）AM 11. 交通心理学に関する事項 国交省研修#2に該当</p>	<p>① 事故発生プロセス ② 事故関連諸要因 ③ 交通行動モデル ④ 理想的な安全運転者</p>	<p>座学：2時間／4時間 10：00～12：00</p>
<p>担当：神作先生 第4日目：2018. 12. 1（土）PM 12. 交通心理学に関する事項 国交省研修#2に該当</p>	<p>⑤ 事故多発運転者 ⑥ 安全対策の諸方法 ⑦ 安全対策における適性診断の位置づけと役割 等</p>	<p>座学：2時間／4時間 13：00～15：00</p>
<p>担当：瀬川，紺野先生 第4日目：2018. 12. 1（土）PM 13-1. 模擬指導・助言をもとにした事例検討会 国交省研修#6に該当</p>	<p>○ 事例検討会の実施 ・自宅学習にて実施した内容に基づいて指導する。</p>	<p>実習：2時間 15：00～17：00</p>
<p>担当：瀬川，紺野先生 第5日目：2018. 12. 2（日）AM 13-2. 模擬指導・助言をもとにした事例検討会 国交省研修#6に該当</p>	<p>○ 事例検討会の実施 ・自宅学習にて実施した内容に基づいて指導する。</p>	<p>実習：4時間 09：00～13：00</p>
<p>担当：瀬川，紺野先生 第5日目：2018. 12. 2（日）PM 14. 指導及び助言の実習6 国交省研修#5に該当</p>	<p>○ 事業用自動車の事故惹起運転者のカウンセリング実習 ・適性診断結果を活用し、事故惹起運転者の特性を明らかにし、今後の安全運転の仕方を構築していく。</p>	<p>実習：3時間 14：00～17：00</p>
<p>国土交通省認定第一種カウンセラー資格要件研修のカリキュラムは、ここで一部を残して（#5の15事例）終了となります。これ以降、自宅学習にて「指導・助言の実習（#5）」の15事例を実施した後、日本交通心理学会と提携している適性診断認定機関（当日指示致します）に提出してください。「#5の15事例」と「全過程の出席」を確認でき次第、順次「第一種カウンセラー資格要件研修修了証」を発行いたします。ただし、交通心理士補の資格で受講の方は、交通心理士の資格が取得できてからの修了証の発行となります。</p>		

なお、以上のカリキュラムは、研修の進行具合により一部変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

参考：国土交通省 第一種カウンセラー研修（別表第三 第六条関係）

研修項目	内容	時間
(#1) 適性診断一般に関する事項	適性診断の趣旨、内容等に関するもの	1 時間
(#2) 交通心理学に関する事項	交通心理学による交通事故の要因分析、安全対策等に関するもの	4 時間
(#3) カウンセリングの理論に関する事項	カウンセリングの定義、カウンセリングの特質、カウンセリング理論、小集団活動等に関するもの	2 時間
(#4) 指導及び助言の手法に関する事項	適性診断テストごとの指導及び助言の要点に関するもの	2 時間
(#5) 指導及び助言の実習	指導及び助言の実習を行うことにより指導及び助言を行う能力を習得するもの	15 事例
(#6) 模擬指導・助言をもとにした事例検討会	研修員が行った模擬指導・助言に係る面接の記録をもとに、受診者の心理を理解する方法、面接の実施方法等を習得するものであって、参加する研修員が十二人以下であるもの	研修員 1 人 1 事例以上で、合計 3 事例以上

#6 の事例検討会は、研修員（第一種カウンセラーの資格がなく、これから取得しようとする研修参加者）一人 1 事例以上で、3 名以上 12 名以下で実施すること。